

目次

巻頭特集

どこが違うか、ご存知ですか？
「介護付」「住宅型」「健康型」
3種類の有料老人ホーム …… 4

関東一円 使える！ 見つかる！
1895件とつながるリスト

掲載情報の見方 …… 9

住まい選びの あしとリスト …… 10

東京都23区 …… 10

東京都市部 …… 18

神奈川県川崎市 …… 24

神奈川県横浜市 …… 27

神奈川県相模原市 …… 31

神奈川県市部 …… 32

千葉県千葉市 …… 38

千葉県市部 …… 39

埼玉県さいたま市 …… 44

埼玉県市部 …… 47

茨城県 …… 51

栃木県 …… 52

群馬県 …… 53

山梨県 …… 54

入居相談FAX送信票 …… 55

施設選びのプロが教える！

講演会のご依頼を承ります …… 56

プライバシーポリシー …… 56

ご相談からご入居までの流れ …… 57

ご存じですか？

介護施設の種類と特徴 …… 58

チェック！

介護にいくらかけられる？

入居予算試算表 …… 60

巻頭 特集 今、本当に知りたい 介護施設入居の疑問

どこが違うか、ご存知ですか？ 「介護付」「住宅型」「健康型」 3種類の有料老人ホーム

老後の住まいである介護施設は、国や自治体の法令・条例により細かく分類されており、たくさんの種類があります。そのため、利用者にとってはきちんと区別することが難しいのが現状です。そこで、今号では混同されがちな「介護付」「住宅型」「健康型」の、3つの有料老人ホームの違いを、できるだけ分かりやすく解説します。

PROFILE



樋口 国陽
ひぐち くによし

(株)シニアサポート
ホームあしと入居相談室長

有料老人ホーム紹介センター「ホームあしと入居相談室」を開設。長年にわたり数多くの相談者に最適な介護施設を紹介してきた、施設選びのエキスパート。

種類が多すぎて迷ってしまいそう… 誰もが知りたい介護施設のあれこれ

10種類以上もある、介護施設の分類

老いは全ての人に同じようにやってきます。ご家族やご自身の老後の人生設計は、誰もが避けては通れない重大な問題です。

足腰が弱くなったり、認知症の症状が表れたり、自分の力だけで生活を送ることが困難になった場合に、いずれかの施設への住み替えを検討する必要があります。高齢者が暮らせる施設や住宅の種類には、前号本誌で特集したサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、療養病床（介護療養型医療施設）、そして有料老人ホームなど、さまざまな介護施設や住宅があります。それらの施設の分類は、なんと10種類以上にも及びます。しかも、そうした



無数の施設の中から、予算や健康面での条件、本人の希望などを考慮して、納得のいく施設を探し出すのは並大抵の苦労ではありません。

たくさんの種類がある老人向け介護施設の中でも、もっとも数が多くて、かつ一般的でもある有料老人ホームの種類と特徴について、次ページより詳しく説明いたします。

おもな介護施設の種類 ※詳細はP58参照



実は大きな違いがある、 「介護付」「住宅型」「健康型」、3種類の有料老人ホーム

あなたに合うのはどのタイプ？

有料老人ホームは「介護付」「住宅型」「健康型」の3種類に大きく分けられます。それぞれ、特徴・入居基準・サービス内容などが異なり、入居者の状態によって、入居できる種類が限定される場合があります。ですから、どの種類の施設に入居できるか、どれを選べば快適な生活が送れるかを事前に考える必要があります。

介護付有料老人ホームだけ「型」と付かないのはどうして？と質問を受けることがあります。その答えは、介護付の「付」は介護サービスが付いているという意味ではなく、介護保険を定めた法律で認定された特定施設である、つまり「介護保険の認定付き」の施設であることを意味しているためです。誤解がないように言うと、住宅型の施設でも介護サービスを受けることができます。ただし、住宅型の場合は、施設職員が介護するのではなく、地域の訪問介護事業所などの介護サービスを別途契約して、自宅にいる場合と同じように生活サポートを受けながら生活することになります。

3種類の有料老人ホームの違いをまとめると次の

ようになります。

●介護付有料老人ホーム

食事をはじめとした健康管理、掃除や洗濯、排泄、入浴など日常生活全般においてサービスが提供される施設で、認知症だけでなく、胃ロウなど特別な医療ケアが必要な方でも入居可能な施設もあります。必要な介護サービスは、施設内に常駐する介護専門スタッフによって提供されます。基本的には介護が必要な人のための居住施設ですが、自立して生活可能な元気な人でも入居できる「混合型」と呼ばれる施設もあります。

介護付有料老人ホームへの入居条件は、原則として65歳以上で、要介護度1以上の人です。ただし、先に紹介した混合型の場合は、要介護認定を受けていない自立の方も入居できます。一方で、施設によっては、身元引受人の有無や体の具合などにより入居基準が異なるので、個別に確認が必要です。

介護付有料老人ホームへの入居に際しては、入居一時金が必要になります。最近は入居金0円のプランを持つ施設も多くなってきましたが、立地条件や設備の充実度に応じて、数百万～1億円まで、金額は施設によって大きく違います。入居後にかかる月

額利用料には、家賃や管理費、水道光熱費、食費の他に、1割自己負担となる介護保険料が必要です。また、必要に応じて医療費やおむつ代などの雑費もかかります。

●住宅型有料老人ホーム

介護が必要になった場合でも、訪問介護等のサービスを利用しながら、引き続きその施設で生活を続けることができる有料老人ホームです。介護付有料老人ホームと違って、施設のスタッフが介護サービスを提供することはありません。ただし、ホームによっては施設内、もしくは近隣に委託先の介護サービス事業所を置いて、介護付有料老人ホームと区別がつかないような介護体制をとっている場合もあります。

入居後に介護が必要になった場合は、基本的に自分たちが依頼した外部の介護サービスを利用することになります。ただ、実際には特定の介護事業者とホームが提携関係にある場合も多いので、あらかじめ、提携先以外の事業者を選べるか確認しましょう。

入居には、介護付と同様に入居一時金と月額利用料が必要です。入居一時金は、立地条件や設備の充実度に応じて、0円であったり、数百万～1億円以上する施設もあるなど幅があります。月額利用料

コラム2 介護専用型有料老人ホーム

近年新設された介護付有料老人ホームには「介護専用型有料老人ホーム」という表記の施設をよく見かけます。これらの施設は、介護付有料老人ホームのうち、要介護度1以上の人でないと入居できないホームを指します。少し込み入った話になりますが、数年前より「介護付有料老人ホームの増加は介護保険財政悪化の要因の一つだ」として、介護付有料老人ホームの認可（特定施設入居者生活介護といいます）をするにあたって、各市町村・都道府県で総量規制が行われていました。これは要介護高齢者のみを対象とする「介護専用型」と要介護高齢者だけでなく要支援・自立高齢者も対象とする「混合型」に分けて行われています。以前は混合型がほとんどでしたが、最近は介護専用型の施設の方が多いようです。

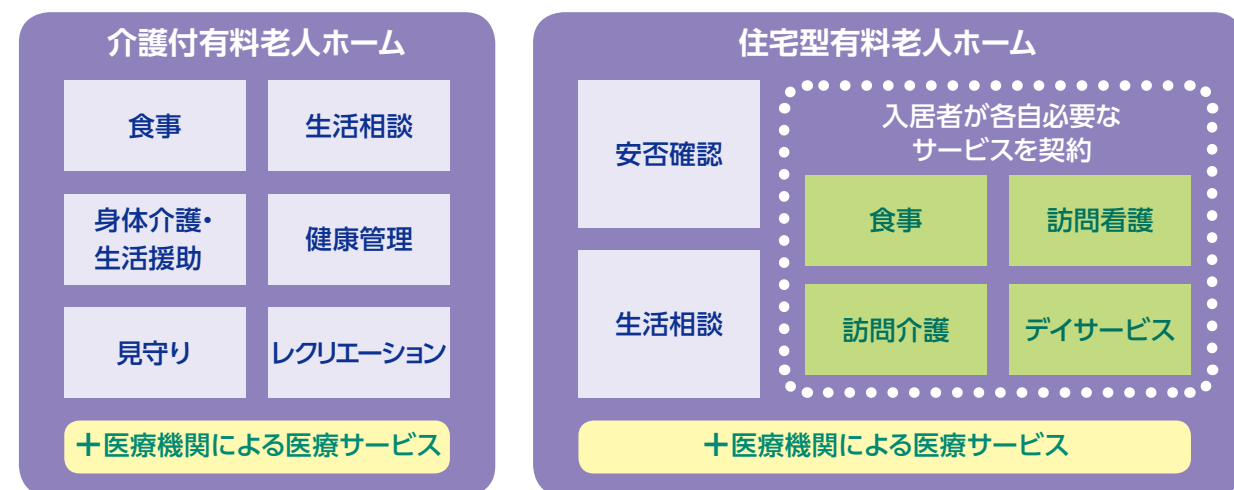
は、家賃や管理費、生活サポート費、水道光熱費、食費と、さまざまな雑費がかかります。

さらに、介護サービスを受ける場合は、在宅で訪問介護サービスを利用する場合と同様、施設を通さずに介護サービス事業主と直接契約して、費用の1割を負担しなければなりません。地域や要介護度によって1割負担で対応できる上限金額が決まっていますが、要介護度の高い人の場合、介護サービスの利用回数が多くなり、その上限額を超えやすくなります。超過分は全額を自己負担しなければならず、介護サービスの管理が必要になってきます。その反面、要介護度の低い方の場合は、利用した分の1割を自己負担するだけで済むため、費用を抑えられるというメリットがあります。

●健康型有料老人ホーム

まだ介護は必要ないけれど1人暮らしに不安を感じる、そうした「老後を楽しみたい高齢者」が入居できる有料老人ホームです。もしも要介護となった場合には、契約を解除して退去しなくてはなりません。他の種類の老人ホームに比べると入居金（入居一時金）が高額な場合が多く、その分、月額費用は安くなる傾向にあります。

介護サービス提供方法の違い



参考資料 平成24年度版高齢社会白書（厚生労働省）、サービス付き高齢者向け住宅登録の動向（高齢者住宅研究所）、サービス付き高齢者向け住宅パンフレット（国土交通省・厚生労働省）、高齢者向け住まいを選ぶ意前に―消費者向けガイドブック（全国有料老人ホーム協会・サービス付き高齢者向け住宅協会）

コラム1 入居金と前払金

改正された老人福祉法が2012年4月に施行され、今まで法制化されていなかった有料老人ホームの入居金が3カ月以内の退去なら全額返還されるクーリングオフ制度が正式に法制化されました。有料老人ホームは多くの場合、入居時に家賃の前払い（権利金）である「入居一時金」が、数万～数千万円かかります。しかし入居者が死亡したり早期に退去したりした場合でも、入居日数にかかわらず「初期償却」として1～3割が返還されない契約条項が問題視されていました。今回の改正で、90日以内の入居一時金の実費相当額（解約日までの家賃、介護などの対価など）を除いて全額返還が義務づけられました。また、新設ホームでは、家賃や介護サービス費用の対価や敷金のみを受領可能とし、権利金名目の入居一時金は禁止されました。

決して難しくない、自分に合った正しい有料老人ホーム選び

同じ種類のホームでも千差万別!

前ページで説明した有料老人ホームの種類と性格をふまえた上で、入居を検討している本人がどのようなサービスや環境を望んでいるのかを一つひとつきちんと整理していくと、どの種類の有料老人ホームへ入居すればいいのか、おのずと答えが導かれると思います。また、本人の体の具合や病状によっても、いちばん最適な施設は変わってくることでしょう。

複数の施設を同じ条件で比較検討することで、本人にとって、より快適な施設を見つけることができます。現実的には、全ての人が100%満足するような施設はありません。いくつか施設を比べた上で、本人が満足のいく施設を絞り込むことが大切です。また、たとえ同じ種類の有料老人ホームであっても、運営事業者の考え方によって施設のスタイルは大きく違います。

「ホームあしすと入居相談室」では、ご相談者様に最適な施設選びのお手伝いをいたします。ぜひお気軽にご相談ください。



失敗しない施設選びのポイント

●施設入居の理由を整理する

何のために施設入居が必要なのか整理しましょう。見守り、医療介助、リハビリなど、どんなサービスが最低限必要なのか考えることから始めましょう。

●最重要視する条件が何かを整理する

施設選びにあたり、立地、設備、広さ、運営母体など、どの要素をいちばん重要視するのか、あらかじめ優先順位を決めておくといよいでしょう。

●複数の施設を比較検討する

複数の施設を実際に自分の目で見比べることが大切です。全ての人に合った100点満点の施設はありませんが、「あちらよりこちら」と比較することができます。

ホームあしと
入居相談室



0422-22-1501 <http://senior-support.co.jp>

受付10:00~19:00(日曜・祝日は休み[※]) FAXでも24時間受付中。P55参照

※メッセージを残していただければ折り返しご連絡させていただきます。